

宮前区におけるこれからのコミュニティ施策検討支援業務委託仕様書

1 目的

本市では、「参加と協働による地域課題解決の新たなしくみ（以下「新たなしくみ」という。）」の構築に向けて取り組んでおり、この新たなしくみを検討する際の基本理念や今後の方向性などを取りまとめた「これからのコミュニティ施策の基本的考え方（以下「考え方」という。）」を平成31年3月に策定した。

当該業務は、考え方の中で「区域レベルの新たなしくみ」として示された地域での多様な新しい活動や社会的な価値を生み出す基盤（以下「(仮称) ソーシャルデザインセンター」という。）の創出等に向けて、区が区民とともに進める取組を支援することを通じて、宮前区におけるこれからのコミュニティ施策の検討を進めることを目的とする。

2 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

3 委託内容

令和元年度までに実施した（仮称）宮前区の「希望のシナリオ」実現プロジェクトの取組や、令和2年度以降、コロナ禍で行われた様々な地域活動・市民活動の現状等を踏まえ、宮前区における（仮称）ソーシャルデザインセンターのあり方を区民と検討するための業務を委託する。

（1）企画立案

- ・区内の市民活動・地域活動支援の取組等の見える化や公共施設の地域化の検討、市民創発による実験的なまちのひろばの創出等を通して、宮前区における（仮称）ソーシャルデザインセンターのあり方を区民と検討するための手法に関する企画立案を行うこと

（2）宮前区における（仮称）ソーシャルデザインセンターのあり方の検討に向けたミーティングの実施

- ・区内の市民活動・地域活動支援の取組等の見える化や公共施設の地域化の検討、市民創発による実験的なまちのひろばの創出等を通して、宮前区における（仮称）ソーシャルデザインセンターのあり方を区民と検討するためのミーティングを実施すること
- ・ワークショップなど開催目的を達成するために最適な形式で3回以上実施すること
- ・実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止に十分留意することとし、状況によりオンライン形式での実施とすること
- ・年代、職業、地域での活動経験などが異なる様々な立場の区民等（区民以外の参加も可とする）を対象とし、メンバーを固定しない出入り自由な形式を取り入れることについても配慮すること
- ・当日配布資料及びチラシ作成、物品調達などの事前準備業務、司会進行、撮影・録音など当日の運営に係る業務、摘録作成等を行うこと
- ・実施時期等：契約締結日～令和4年3月末

- ・土曜・祝休日、平日夜間も含め、区民等が参加しやすい日時で実施すること
- ・当日の進行を発注者と協議のうえ行うこと

(3) 報告書等の作成

- ① (2) を取りまとめた報告書を10部印刷すること
- ② (2) を取りまとめた区民配布用資料（概要版：20ページ程度A4判）を100部印刷すること
- ③①②についての電子データを提出すること

(4) 留意事項

- ・(2) のミーティングについては、令和3年5月に策定された「区における行政への参加の考え方～区民会議のリニューアルに向けて～」に基づく「新しい参加の場」の試行実施を兼ねるよう留意すること
- ・区民主体の自立的な取組を促すため、委託業者の同席を伴わない打合せや見学会を区民及び職員が行うことがあることに留意すること

4 検討にあたっての留意事項

- ・業務の遂行に当たっては、本市のコミュニティ施策全般や区内の地域活動・市民活動の状況を十分把握し、整合性を図るよう努めること
- ・ミーティング、ワークショップ等を実施する際、各グループにおいてファシリテーターが必要であれば、区役所職員等が行う
- ・宮前区では子育て、スポーツ、環境、防犯、福祉などのさまざまな分野で新たな活動が広がってきているなか、企画立案にあたっては、地域の人が町内会・自治会をはじめとする既存の活動を着実に続けていることに留意すること

5 打合せ等

業務を円滑に実施するため、必要に応じて適宜関係者と打合せ等を行うこと

6 資料の取扱

受託者は、発注者から資料（電子データを含む。）等を提供されたときは、業務完了後、速やかにその貸与された資料等を返却すること

7 報告書等に対する責任の範囲

受託者は、本業務完了後においても、不備等が発見された場合は、速やかに報告書等を訂正すること。また、これに要する費用は受託者の負担で行うこと

8 著作権、所有権

成果物等の著作権、所有権等は川崎市に帰属するものとする。また、事業者は、成果物等のすべてについて、データでも納品し、市は業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする

9 関連する法令、条例等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない

ない

1 0 費用の負担

受託者は、本業務の実施に必要な機材、出張費、消耗品等の一切の費用を負担するものとする

1 1 個人情報の保護、秘密の保持等

受託者は、個人情報を取り扱う場合には、川崎市個人情報保護条例（昭和 60 年川崎市条例第 26 号）を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこととする。また、受託者が委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の資料又は知識を第三者に漏洩することは禁止する。なお、本業務完了後も同様とする

1 2 その他

この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、川崎市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定すること